

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月7日
【会社名】	ANAホールディングス株式会社
【英訳名】	ANA HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片野坂 真哉
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03(6735)1001
【事務連絡者氏名】	グループ総務部長 植野 素明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03(6735)1001
【事務連絡者氏名】	グループ総務部長 植野 素明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年11月27日（金）開催の当社取締役会において、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）において募集（以下「海外募集」という。）を行う当社普通株式の発行について決議がなされ、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、2020年12月7日（月）に海外募集の発行数及び募集条件、その他この新株式発行に関し必要な事項が決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して示しております。

ロ 発行数

（訂正前）

下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式35,000,000株

(1) 下記りに記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式30,440,000株

(2) 下記りに記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式4,560,000株

国内一般募集を含めた各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、2020年12月7日（月）から2020年12月9日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。

（訂正後）

下記(1)及び(2)の合計による当社普通株式42,000,000株

(1) 下記りに記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式37,440,000株

(2) 下記りに記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式4,560,000株

ハ 発行価格

（募集価格）

（訂正前）

未定

（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（0.5円単位として0.5円未満の額を切り捨てる。）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。）

（訂正後）

2,286.0円（海外募集における1株当たりの発行価格である。なお、発行価額との差額は、引受人の手取金となる。）

ニ 発行価額

（会社法上の払込金額）

（訂正前）

未定

（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。）

（訂正後）

2,191.72円

ホ 資本組入額

（訂正前）

未定

（資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（1円未満端数切上げ）を発行数で除した金額とする。）

（訂正後）

1,095.86円

へ 発行価額の総額 (訂正前)	<u>未定</u>
(訂正後)	<u>92,052,240,000円</u> <u>(上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)</u>
ト 資本組入額の総額 (訂正前)	<u>未定</u> <u>(資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。)</u>
(訂正後)	<u>46,026,120,000円(増加する資本準備金の額は46,026,120,000円)</u> <u>(上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)</u>

ヲ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
 (訂正前)

(1) 手取金の総額

払込金額の総額上限	83,458,200,000円(見込)
発行諸費用の概算額上限	487,000,000円(見込)
差引手取概算額上限	82,971,200,000円(見込)

なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、2020年11月19日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額である。また、払込金額の総額上限、発行諸費用の概算額上限及び差引手取概算額上限は、上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合を想定した見込額である。

(2) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額上限82,971,200,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額216,670,521,200円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限32,485,078,800円と合わせ、手取概算額合計上限332,126,800,000円について、200,000,000,000円を2023年3月末までに、中長期的な成長原資として、需給適合対応力の向上(1)と環境負荷の低減(2)を実現するボーイング787型機(787-9型機及び787-10型機)の購入を含む設備投資資金に充当し、残額が生じた場合は、リスク耐性を高めるための財務基盤の強化として、2023年3月末までに長期債務の返済資金に充当する予定である。

< 後略 >

(訂正後)

(1) 手取金の総額

払込金額の総額上限	92,052,240,000円
発行諸費用の概算額上限	526,000,000円
差引手取概算額上限	91,526,240,000円

なお、払込金額の総額上限、発行諸費用の概算額上限及び差引手取概算額上限は、上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合を想定した金額である。

(2) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額上限91,526,240,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額183,872,913,200円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限29,856,646,800円と合わせ、手取概算額合計上限305,255,800,000円について、200,000,000,000円を2023年3月末までに、中長期的な成長原資として、需給適合対応力の向上(1)と環境負荷の低減(2)を実現するボーイング787型機(787-9型機及び787-10型機)の購入を含む設備投資資金に充当し、残額が生じた場合は、リスク耐性を高めるための財務基盤の強化として、2023年3月末までに長期債務の返済資金に充当する予定である。

< 後略 >

ワ 払込期日
 (訂正前)

2020年12月14日(月)から2020年12月16日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。

(訂正後)

2020年12月14日(月)